

北海道任期付職員（デジタル化推進幹） 採用選考募集要項

北海道では、道内各産業分野における労働力不足、北海道特有の広域分散型の社会構造など、様々な課題に直面する中、ICTやAIなど未来技術を活用した活力ある社会「北海道 Society5.0」の実現に向けた取組を強力に推進することとしています。

そのため、道ではICTに関する先端技術や活用方法に関する知見を導入しながら、「北海道 Society5.0 推進計画」で描いた未来社会の実現に向けた取組を進めるため、ICTに関する専門知識や経験を活かし、即戦力として活躍できる任期付職員を次のとおり募集します。

1 募集する職種、採用予定数等

(1) 採用予定職

デジタル化推進幹（課長補佐級）

(2) 採用予定数

1名

(3) 勤務予定先

北海道総合政策部次世代社会戦略局

デジタルトランスフォーメーション推進課（北海道札幌市中央区北3条西6丁目）

2 採用予定年月日及び任用期間

(1) 採用予定年月日

令和5年（2023年）4月1日

(2) 任用期間

令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 業務内容

(1) 道内市町村のデジタル化に関する業務

道内市町村が『自治体DX推進計画』などに基づき、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行作業を行うため、次の支援を行います。

ア システム標準化・共同化などの技術的支援の中で、国が進める市町村間のシステム標準化・共同化にあたって、国が示す仕様を受け、国、市町村、事業者等との技術面でのすり合わせや導入に向けた支援などを行います。

イ 市町村における自治体DXの取組を着実に推進するための方針や計画を策定する過程において、技術的な助言などを行います。

ウ 市町村デジタル化支援に関する業務として、主に市町村からデジタル化についての相談を受け、その技術的解決への助言や事業者間の調整などの市町村支援を行います。

(2) 北海道職員のデジタル人材育成に関する業務

社会のあらゆる場面でデジタル化が加速する中、デジタル技術を活用して地域課題解決を図ることができる職員の早期育成を行うため、次の取組を行います。

ア 道職員自らがデジタルの知識や技術を身につけ、行政のデジタル化の推進やデジタ

ル技術を活用した地域課題解決を図るために必要な技術的支援等を行います。

イ 道が策定した『北海道職員のデジタル人材育成に関する計画』に基づく、より高度なデジタルに関する知識を有する職員の早期育成に向けた研修等を実施します。

※ デジタル化推進幹は、組織や上司の方針に基づいて、政策の企画・立案の中核を担う管理職職員（スタッフ職）のため、上記業務には、専門的な知識・経験に加え、適切な判断力、論理的な説明力、関係者との調整力、計画的・効率的な業務遂行力などが求められます。

4 受験資格

(1) 資格要件

ア 令和4年(2022年)12月7日時点、個人事業主または民間企業等において、ICTに関する企画や開発などの実務経験を10年以上有し、複数人で進める業務のマネジメントをした経験があること(年齢要件はありません。)

イ 行政分野の情報システムに関する知識や実務経験があることが望ましい。

ウ 「情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)」に基づく、経済産業大臣が実施する高度情報処理技術者試験(ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験)又は情報処理安全確保支援士若しくはこれに相当する資格のいずれか、又は複数に合格していることが望ましい。

(2) 個人事業主または民間企業等における実務経験については、以下のとおりとします。

ア 個人事業主または民間企業等での実務経験は、システムの開発・運用・保守のほか、ICTを活用した事業の企画・営業・コンサルタント等の業務に就いていた経験が該当し、正規職員としての実務のほか、派遣職員での勤務も実務経験の対象とします。

イ 民間企業等における実務経験の期間は、一つの法人等における勤務が継続して6か月以上(平均週20時間以上の勤務)であるものを対象とし、対象となる個々の就業期間を通算できます。

ウ 同一期間内に複数の実務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

エ 最終合格決定後、実務経験期間の確認のため職歴証明書を提出していただきます。

(3) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 次に掲げる方(任期付職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。)

- ・ 採用日時点で道の再任用制度の対象となる方

5 申込方法及び提出期限

下記の提出書類を北海道総合政策部総務課調整係まで持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

(1) 提出書類

- ア 北海道任期付職員採用選考申込書（パソコン入力可（署名欄は自筆）・写真貼付）
- イ 北海道任期付職員採用選考実務経験等記載シート①～②（パソコン入力可）
- ※ 封筒の表に「北海道任期付職員採用選考申込書類」と朱書きしてください。

(2) 提出期限

令和5年（2023年）1月6日（金）17時（※必着）

※ 土・日曜日及び祝日は閉庁しておりますのでご注意ください。

※ 持参の受付時間は、午前9時から午後5時までです。

6 試験の方法及び内容等

(1) 第1次試験

試験種目	内 容
書類選考	エントリー時に提出する「実務経験等記載シート」の審査

(2) 第2次試験

ア 試験日 令和5年（2023年）1月下旬（予定）

イ 試験地 札幌市（北海道庁：札幌市中央区北3条西6丁目）

ウ 内 容

試験種目	内 容
口述試験	第1次試験合格者に対して、個別面接を行います。

※ 試験日、会場は第1次試験合格通知書でお知らせします。

※ 札幌市以外にお住まいの方で、希望する方はオンラインによる面接を実施します。

7 合格発表

(1) 第1次試験

令和5年（2023年）1月13日（金）（予定）

※ 合否にかかわらず、第1次試験受験者全員に郵送で通知します。

(2) 最終合格

令和5年（2023年）2月下旬（予定）

※ 合否にかかわらず、第2次試験受験者全員に郵送で通知します。

8 合格者の採用

(1) 採用選考申込書等に虚偽の記載がなされたことなどが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

(2) 本選考に合格しても、採用時の健康診断等で就業が難しいと判断された場合には、採用されません。

9 勤務条件等

任期付職員の勤務条件（給与、勤務時間、休日等）については、次のとおりです。

※ 勤務条件については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。

【給与】

「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」及び「北海道職員の給与に関する条例」等に基づき支給します。

実務経験等を有した方の採用時における給料月額等を例示すると次のとおりです。

実務経験（年齢）	給与月額（年額）	備考
23年 (45歳)	463,800円 (6,895,000円)	<ul style="list-style-type: none"> 給与月額は、給料のほか、地域手当、管理職手当を含みます。 年額は、期末・勤勉手当（ボーナス）、寒冷地手当を含んだ金額（概算）です。 ※ 実際の給与は個人別に算定します。 上記の他、通勤手当や扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

※ 金額は令和4年（2022年）4月1日現在です。

※ 給与月額は、大学卒業から道に採用されるまでの全ての期間について、民間企業等において「4 受験資格」の（2）に規定する実務経験を有していたものとして試算しており、実際に採用される方の学歴や実務経験のほか、採用後の業務内容によっては、例示の額を下回る場合があります。

また、期末・勤勉手当は勤務期間や勤務成績に応じて、寒冷地手当は世帯状況に応じて変動することから、年額はあくまでも目安です。

【勤務時間・休日等】

勤務時間（原則）	月曜日から金曜日 8時45分～17時30分（昼休み：正午～午後1時）
休日（原則）	土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次有給休暇：1年に20日（採用年は月割計算）。20日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇：3日（7月から9月までの間） その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
健康管理	年1回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。
職員公宅	札幌市内に職員住宅があり入居することが可能です。 ただし、空き状況等により、入居できない場合もあります。
共済制度等	共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。

その他	身分は一般職の地方公務員となり、地方公務員としての職務専念義務等があります。任期中は、地方公務員法第38条に基づき、営利企業等への従事制限があります。
-----	---

10 その他

- (1) 受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、その旨ご連絡ください。
- (2) 本選考の実施にあたっては、受験票の発行はしておりませんので留意願います。
- (3) 申込書に記載された個人情報は、本選考以外の目的には使用いたしません。
- (4) 採用の可否にかかわらず、応募書類は返却いたしません。

【この選考についてのお問い合わせ・応募先】

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部総務課調整係
TEL 011-204-5123 (直通)